

福井市麦・大豆機械導入対策事業（国庫）

（国庫事業：麦・大豆生産技術向上事業補助金）

【目 的】	麦・大豆の生産拡大に向け、生産性向上等に必要な農業機械（アタッチメントを含む）・施設の導入に要する経費を支援。
【対 象 者】	農業法人、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者 など
【補助対象】	①成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）や施設の導入（リース可） ②農業機械をけん引するために①の機械とともに導入等を行う乗用トラクター ※①②とも、専ら、麦・大豆の生産に使用するものに限る
【要 件】	(1)麦の目標年度（令和 11 年度）及び大豆の目標年度（令和 10 年度）に、以下①②の両方の成果目標を達成できることが確実であること。 ①作付面積の拡大 ②スマート農業技術の導入割合の増加（対象作物の全作付面積に対するスマート農機を導入した作付面積の割合。すでにスマート農機を導入している作付面積は導入面積にカウントしない） (2)導入する機械ごとに 50 万円以上 5,000 万円未満であること（ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費の上限なし） (3)導入する機械等は、原則、新品であること。 (4)農業経営の用途以外に使われるような汎用性の高いものでないこと。 (5)成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械等の単なる更新を行うものでないこと。
【補 助 率】	事業費に対し、（国） 1 / 2 以内

※国の令和 7 年度の事業内容に基づいたものです。予算が成立した内容に応じて、事業内容等が変更になることがあります。また、国の予算の都合により不採択になる可能性があります。

※原則、設定した成果目標を「福井市地域農業再生協議会」としてとりまとめ、ポイント化し、全国でポイントが高い順から採択されます。採択を受けるには、明確な根拠に基づく具体的な数値目標を設定する必要があります。

※令和 7 年度以前に、国庫補助事業により機械等の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の耐用年数の期間内における補助事業の成果目標の達成状況等により対象外となることがあります。